

(仮称)さいたま市農業交流公園整備・運営管理事業 質問と回答(その1)

No.	資料	頁	質問内容	回答
1	実施協定書	P.9	第35条(特定公園施設の管理運営業務)で「協定関係書類に基づき」とあるが、基本協定、実施協定とは別に、指定管理の協定を締結する必要があるのでしょうか	別で指定管理者に関する協定を締結することを想定しております。また、指定管理者に関する協定書で委任を受けた事項等については、指定期間の初日及び次年度以降の年度当初に協定を締結します。
2	参考資料	2	敷地図面のCADデータは提供可能でしょうか	10m四方の単点高さも含む敷地図面のCADデータを参考資料21として追加致します。 提供方法は、参考資料20と同様とします。 ※件名(subject)は「(仮称)さいたま市農業交流公園 参考資料21要望」と記載してください。
3	その他		応募の制限はありますか。	公募設置等指針P.18に記載されているとおりです。
4	その他		基本協定締結前に、事業が実施できなくなってしまった場合のペナルティはありますか	基本的にはそのような事はないと考えておりますが、協定前であればペナルティは設定しておりません。
5	その他		質問期間は9月8日までと比較的長期間となっておりますが、期間中に随時回答はありますかでしょうか	回答については、随時市ホームページにて公表するとともに、質問書を提出された方全員のメールアドレスへ回答します。なお、提出して頂いた質問の順番と回答の順番が前後する可能性がありますので、ご了承下さい。
6	その他		解体想定施設の現地を見たいが、どこかに連絡が必要でしょうか	農業政策課に連絡して頂ければ、日程を調整します。
7	その他		特定公園施設の整備費、指定管理料の支払額は、協定等に記載されるのでしょうか	特定公園施設の整備費は「特定公園施設建設・譲渡契約書」に記載されます。指定管理料は、その額等の内容で年度毎に協定を締結することを想定しております。
8	その他		現況測量の図面データは提供可能でしょうか	10m四方の単点高さも含む敷地図面のCADデータを参考資料21として追加致します。 提供方法は、参考資料20と同様とします。 ※件名(subject)は「(仮称)さいたま市農業交流公園 参考資料21要望」と記載してください。
9	その他		温室の余熱利用について、現況から施設を減ずることによって発生する余剰分がある場合は事業者の提案で活用できると考えてよいでしょうか	余熱は現在、花き展示温室、花き母樹温室、花きミスト温室で使用しており、このうち花き展示温室、花き母樹温室A棟は撤去を想定する施設としています。 撤去を想定する施設に供給していた余熱を、特定公園施設として市が負担する整備費の範囲内、又は認定計画提出者の負担で、農の魅力の発信と都市農業の振興の達成に資するものであることを条件に活用すること、又は公募対象公園施設として事業者負担により活用することが可能です。
10	公募設置等指針	P.19	対象部分の資格について、技術士、RLA、RCCMの内のどれか一つを有していればよいのか、それとも、技術士プラスRLAかRCCMのどちらか一つの合計2つを有している必要があるのか、どちらですか?	技術士、RLA、RCCM(造園)のうちいずれか一つを有していることとします。
11	公募設置等指針	P.20	構成法人の関係者の中に選定委員がいる場合、申請の際に申し出るだけで大丈夫か?事前に申し出る必要はないか?	委員本人または委員の3親等内の親族が応募者の代表者等(代表法人及び構成法人の役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者)である場合、申請の際に申し出いただき、選定委員会での審査に当たっては、当該委員を審査から除外します。